

## 小樽市自治基本条例検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 小樽市自治基本条例（平成 25 年小樽市条例第 34 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、同条例の見直しについての検討を行うため、小樽市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 検討委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 小樽市自治基本条例第 36 条第 1 項に規定する検討を行い、その結果を市長に提言すること。
- (2) 前号の検討に関し検討委員会が必要と認めること。

## (組織等)

第 3 条 検討委員会は、15 人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小樽市自治基本条例策定委員会に委員として参加した者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 検討委員会の委員の任期は、市長が委嘱した日から前条に規定する所管事務が完了するまでとする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 検討委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 検討委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

## (事務局)

第 6 条 検討委員会の事務局は、総務部企画政策室とする。

## (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検

討委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年 7月31日から施行する。